

新「鶴岡市」市章 応募要項

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の6市町村が10月1日に合併して誕生する新「鶴岡市」にふさわしい市章を募集します。

< 応募できる方 >

現在6市町村にお住まいの方、またはご出身の方。職業、年齢は問いません。

< 選考方法 >

応募作品、及び6市町村の現在の市町村章を対象に、南庄内合併協議会が、美術、歴史分野など地元関係者の意見も参考としながら、候補作品（1点）を選考します。

< 募集内容 >

市旗、看板、バッジなどの使用にふさわしいシンプルで親しみやすいデザインとします。

色数は3色以内（地色を除く）とします。

カラーのデザインであっても、白黒など単色で使うことがあります。

ぼかし・濃淡や、金色・銀色は使用できません。

自作の未発表作品（他に応募したことがなく、今回初めて発表のもの）と現在の市町村章を応募することができます。

応募のあった作品と現在の市町村章を対象に審査します。

6市町村以外の市町村章、都道府県章、他の商標(マーク)等と類似しないものとします。

< 募集期間 >

平成17年6月1日（水）から7月15日(金)まで （必着）

< 応募の制限 >

応募作品は、1人1点とします。

< 応募の方法 >

所定の応募用紙をご使用ください。

デザインは、応募用紙に直接描くか、別に描いたものを貼り付けてください。

氏名など所定の事項をご記入ください。

(現市町村章を応募する場合は、その旨をご記入ください)

南庄内合併協議会あてに郵送または持参してください。

ファックス、電子メールでは応募できません。

なお、応募者の個人情報は、市章募集以外の目的に使用することはありません。

< 賞金等 >

候補作品(1点)の応募者に対しては、賞金として20万円贈呈します。

ただし、対象者が未成年の場合は、その保護者に贈呈します。

また、6市町村の現在の市章が候補作品となった場合は、賞金の対象とはなりません。

< 発表 >

候補作品(1点)の応募者には、協議会事務局から事前に連絡のうえ、氏名、年齢、職業、住所の市町村名を公表します。

また、選考過程において応募作品を公表する場合があります。

< 作品の帰属等 >

候補作品(1点)に関する一切の権利は、南庄内合併協議会及び新「鶴岡市」に帰属します。

市章としての使用にあたって候補作品に若干の変更・修正をする場合があります。応募作品は返却しません。

既に発表のデザインと同一もしくは類似している場合または他の著作権の侵害があることが明らかになった作品は、発表後でも候補作品としての扱いを取り消す場合があります。

< その他 >

このほかに必要な事項については、南庄内合併協議会において定めることとします。

[応募・問合せ先]

南庄内合併協議会 〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25(鶴岡市役所6階)

電話 0235 - 25 - 2115(直通)

HP: <http://www.minamishonai-gappei.jp/>